

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案
に関する意見募集について

令和8年10月
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について（別紙）

2. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省物流・自動車局旅客課において配布

3. 意見募集期間

令和8年10月5日（月）～令和7年11月3日（火） ※必着

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-ryokaku_pc@gxb.mlit.go.jp

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用のうえ、件名は「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」としてください。

③ 郵送

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 担当者（松浦）

電話番号（代表）03-5253-8111（内線 41243）

(意見提出様式)

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当あて

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)